

福祉文教常任委員会会議録

令和4年6月20日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和4年6月20日（月）午前9時58分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	前川 和也
〃 副委員長	三宅 良矢
〃 委員	河瀬 成利
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	勝元由佳子
議長（オブザーバー）	和田 善臣

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	健康福祉部長	泉元 喜則
健康こども課長	谷野 彰俊	高齢介護課長	武藤 優子
地域福祉課長	藤原 直臣	保険課長	泉 亜希
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
生涯学習課長	畑中 孝昭		石本 秀樹
教育みらい課長	森野 英三	教育みらい課参事	道口 康子
学校教育課参事	三好 泰隆	学校教育課参事	吉安 涉

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間 早百合

委員長（前川和也議員）

それでは、定刻より少し前ですけれども、全員おそろいのようなので、これより始めたいと思います。改めまして、皆さん、おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

先月の第1回臨時会において、委員皆様方のご推挙を頂き、当常任委員会の委員長に私、前川和也が、そして副委員長に三宅良矢議員が就任することになりました。私にとりまして初めての委員長職、そして協議会制から委員会制へと変わったことによって、不慣れな部分がたくさんあるかと思っておりますけれども、もたつく部分もたくさんあるかと思っておりますけれども、委員皆様方のご協力、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前9時58分」開会）

委員長（前川和也議員）

本日の出席委員は、全員6名ですので、委員会は成立しております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、2番・河瀬成利委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

それでは、開会に先立ちまして、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。福祉文教常任委員会を開催いたしましたところ、早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今週は、いよいよ参議院議員の公示ということで、7月の10日ですか、投票日ということで、されど参議院とあって、また、国の動きということがいろいろな動きで変わってくるのかなという気もしますけれども、それはさておきまして、本町もですね、この前、広報ただおかにも載っていたと思うんですけど、教育のほうで和歌山大学との協定というような形で、学生と本町との教育の連携とかいうような形で深く結びつくというような形をとっております。近頃は、産官学とかいうような言葉もあり、公民連携とかいうこともありますように、それを含めながら、忠岡町の教育のために発展できたら幸いかなと思っています。

そしてまた、近く羽衣国際大学のほうにご挨拶に来てくれます。新任の学長さん、また

事務局長さん、事務次長さん、学長特別補佐の教授の4名の方が来て、多分これもまたいろいろ連携というような、調印というような運びになる予定だと思うんですけども、まだ向こうのほうからそういう投げかけのボールは来てませんが、もし来たら、こっち側で受け止めるというような形をとって、忠岡町のためになれば幸いかなと思っているところでございます。

今日は、議案が6つほどありますけれども、どうぞ皆様方のご理解と、またご協力を得ながらひとつよろしく願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はご苦労さんです。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

6月15日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査をこれより行います。

それでは、議事に入ります。議案書に基づきまして議事を進めてまいります。

説明者される方は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

なお、発言の際は、「委員長」と言っていただきまして、そして私がお名前をお呼びしてから発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言をしていただきますように、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

案件1 令和4年第2回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（前川和也議員）

まず初めに、議案第29号 物品購入契約締結について、担当課より説明を求めます。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第29号、物品購入契約締結について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、（仮称）東忠岡地区認定こども園用保育用品を購入するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、本議案書のとおり物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細は、お手元の議案第29号、教育みらい課資料をご覧ください。

本件は、令和5年4月に予定されている（仮称）東忠岡地区認定こども園の開園に伴い、増加する定員数や保育室、職員数等に対応し、安心・安全な保育の実施に資するために新たに保育用品を購入するもので、予定価格が700万円を超えておりますので、今回、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容としましては、契約件名、（仮称）東忠岡地区認定こども園用保育用品購入。契約金額、698万9,950円。予定価格、746万7,000円。契約の相手方、大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁49番地23、株式会社泉堺ワンダー、代表取締役岩屋健司。購入備品は、記載の保育用品等となります。

説明は以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

それでは、ご質疑をお受けいたします。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この入札の結果を見ますと、3社が入札に参加をするということで、それで、うち1社が辞退して、2社で入札をされたという結果になっております。その参加が非常に少ないということですので、登録業者はそもそも何社あったのかということと、その辞退されたところの辞退理由についてちょっとお教えいただきたいんですけれども。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

登録の業者数なんですけども、入札参加資格名簿の教育用品の保育用品・玩具で登録されている業者さん、第1希望で12社、第2希望で2社、第3希望で1社と合計15社ございます。この全15社に対して、制限つき一般競争入札を行いますということで通知はさせていただきました。

その結果、3社、入札の参加申込みがございまして、結果としては応札は2社となりました。その辞退された1社についてなんですけども、入札の際に一部取扱いができない商品があるということで辞退に至ったものと聞いております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3社のうち1社は、取扱い商品がないということで、そもそも入札の資格というんでしょうか、ないということになるということで、2社でということですが、そしたら全15社あるということですが、その15社が丸々その取扱い商品をみんなそろえてますと、参加資格がありますという状態なのかということ、分かるんでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

発注者側としましても、発注の時点でこういった規格のこういったものが欲しいんだということはお示しはさせていただいておりまして、その中で必ずこのカタログのこういったものが参考商品ということはお示しさせていただいておりますけども、同等品を認めるというところでご提示はさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

把握はされているんですかというところでね、15社が皆さん、これ取扱い全部オーケーということで把握はされてますかと。提示はしているけれども、それについて条件を皆そろっているということで、15社がみんな参加する資格があるのかどうかを把握されていますかということ。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

入札執行前につきましては、把握は発注者側ではできておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

できていないということで、何社が来るか分からないという状態でされたということで

すが、2社で競争するというところで、競争原理が十分働いたかということ、なかなか少ないねということが言えるかと思います。

この制限つきということで、多分制限つきということと登録業者ということだと思いますが、そうですね。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の登録業者、15社なりがこの保育用品にあると言うけれども、なかなか参加できない状態にあるのではないかということがちょっと推測されるんですが、その調査というか、その実態はつかめていらっしゃらないので、これは指名競争入札とあまり変わらない数と違うんかというふうに思うんですが、ちょっと調べてみたんです。令和4年の2月15日には、忠岡の東の幼稚園と保育所の遊具の購入というところの、これ、指名競争入札をしたところ、25社指名して、そこで応札というか、参加してきたのが、1回目は入札中止、どこもみんな全部辞退、25社全部辞退。あと、28日にもう一遍再度入札されて、25社指名して、2社しか入札に参加されていないという実態。で、あと1月には、幼稚園、保育所の用品の備品購入、似たようなね、これと同じような購入で14社指名されていますけれども、1社のみの参加ということで、やはりこのような実態があるという傾向を見れば、こういう事態になるというのは、制限つき一般競争入札にしたとしても、指名にしてもあまり変わらない状態になっているということが予測されるのではないかと。ということで、やはりそういうことを避けるために、制限つきというのをちょっと除いて、そういうこれまでの傾向を見れば、登録業者がそういう業者であると、参加できない条件の業者であるならば、一般競争入札というふうな形を導入して、1回そうしてみると、そういう傾向のあるものについては。ということは考えられなかったんでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今回の制限付きの競争入札を行った経緯としましては、忠岡町建設工事制限つき一般競争入札実施要綱の改正に伴いまして、物品購入についても設計金額が700万以上のものは制限付きで執行するということが定められておいたため、そのような制限付きで行ったというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

取扱い要綱か何かでそうなっているけれども、結果は見えているということが分かっている、そういう特別な事情の場合は、やはりそこは相談をして、より多くの業者に参加してもらおうということで、少しちょっとその制限を登録業者でないところに広げるとか、そういう考え、発想はなかったのでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

相談につきましても、入札契約担当課、総務課とも相談はもちろんさせていただきました。で、やはり同等品を可と認めるというところで、十分な積算期間さえあれば、皆さん参加が頂けるのではないかとこのところ、今回についても十分な設計期間を設けさせていただいた上で行ったんですけども、結果、応札は2社だったというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

入札ももう終わってしまっているのですよね、今さら戻してということとはできないので、今後ね、やはりこのような状況が続くであろうと。指名にしても制限つきにしても、やはり同じ結果になるということなので、登録業者をもっと増やすか、それか制限をなくして、もうちょっと緩和して、参加を多くするという、そういう努力は必要ではないかと思いますが、今後のことですけど、いかがでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今後の方向につきまして、私どもも過去の入札結果を踏まえまして、このままではよろしくないなというところは十分認識させていただいております。ですので、私どもも業者選定の段階で、この商品を取扱いしてますよと登録がある業者さんに声をかけたのにもかかわらず、参加していただけないというところは、なかなかこちらでも認識はできてないところはありまして、ですので入札の方法ですね、今はもう全ての商品をまとめて幾らで、安いところで入札というところもあるんですけど、その入札の方法では参加ができないという業者さんが多いのであれば、また違った形の入札の方法ができるように、ちょっと総務課のほうとは相談はさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

違う方法でということ、それが改善されるような方法で効果があるようにやっていただきたいということで、この制限つきという制限は取り除く必要が今後、この保育用品とか保育の遊具の購入とか、いつも同じ、最近落札しているのはここですので、同じところがいつも落札するという結果というのはやっぱり好ましくないであろうと思いますので、本当にね、より多くの企業で競争すると。そして、適正な価格で落札して契約するという方法を取っていただきたいと思いますので、その辺りは、課長、以前は総務のこの契約の担当をされていらっしゃるだったので、その辺はぜひ改善をしていただいで、次回からこのような、ちょっと「ええっ」というようなおかしい結果にならないようにだけしていただきたいと思いますが。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

また、契約担当課とも協議させていただきまして、改善に向けて調査研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。

委員長（前川和也議員）

ほかにごさいませんか。勝元さん。

委員（勝元由佳子議員）

もうほとんど是枝委員がお聞きいただいたんであれなんですけど、あとちょっと確認したいんですけど、これね、制限つき一般競争入札なんで、どこまでいっても登録業者でということだったんですけど、そもそもこの分野の取扱いのある業者さんというのは、登録あるなしにかかわらず、どのぐらいあるものなんですかということをお聞きしたいんです。せめて府内とか近隣でもいいんですけど、そういうのは把握されてますか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

登録外業者数につきましては、申し訳ないです、数値、控えておりません。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これね、取りあえずこの案件だけの話になってしまうんですけど、そもそも本来対象になる分野というか業者さんが、みんな忠岡町に登録してくれてるんであれば、別に制限つき一般競争入札でも意味があるかなと思うんですけど、やっぱりね、忠岡町に登録してもあかんわみたいな諦めムードってね、正直私は今までずっと業者さんに問合せというか聞き取りすることも結構あって、いろいろ聞いたりもしてきてるんですけど、やっぱりもう忠岡町を敬遠するというんですかね、忠岡町に登録しても、手を挙げてあかんわとおっしゃる業者さん、結構おるんですよ。だから、この案件にかかわらず、本当は総務課もちょっとおってほしかったんですけども、やっぱりもともと忠岡町への登録業者そのものが広く手を挙げてくれてるのかなと、そこがあるんですよ。

だから、担当部局のほうでもね、発注するときに登録業者で全部呼んだらええねんということでもなくて、やっぱり少なくとも市場調査というんですかね、やっぱり金額が大きいんで、そもそも市場にどういう業者があるとか、ほかの自治体も同じような事務をしてるんで、多分同じ業者、登録してると思うんですよ。そんなんで、よその自治体に登録してるのに、何で忠岡町には入ってくれへんのやろうとか、そういうところをちょっと業者さんね、時間のあるときでも見ていただいて、もし漏れてる業者さんがいるんやったら、うちにも登録してくれませんかとか、そういう働きかけって要ると思うんですよ。

なので、時間ない中でね、そういう発注業務だけに関わってられへんというのはよく分かるんですけど、やっぱりこういう金額が大きくなると競争原理が働かないと、それだけ税金も無駄になってきますんで、できるだけ、総務課で全部やるのは無理なんで、担当部局のほうでもやっぱり発注前に、自分が今から発注しようとする分野についての市場調査とか、そういうことはしていただきたいと思います。一応、答弁頂けますか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今回につきましては、ちょっとそのような調査は申し訳ないですが、できておりませんでしたので、今後、同様の入札がある場合には、ちょっと計画的に事前に調査も進めて、総務課とも協議をしながら、もうちょっと応札数が増えるような形ができるように検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、もう1点ね、先ほど何か取扱いがあるのを確認されて、その業者さんに声をかけられたというようなことをおっしゃってませんでしたっけ。違いましたか。声をかけたけど、結局応札してもらえなかったと。違いましたっけ。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

登録の業者さん全てに通知は送らせていただいたというところで。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、入札しますよのお知らせは送ったけども、それぞれの登録業者がどんな物品取扱いがあるかまでは確認してないということですよ。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応ね、忠岡町に入札登録するときに提出する書類ってありますでしょう、登録申請するときに。あのときに、取扱い品目、こんなありますか、よその自治体でこんな物件、こんな案件、受注してますという履歴というんですかね、うちの業者はこんなが対象ですよ。だから、こんな発注があるときには呼んでくださいねという書類、出してるんですよ。だから、それを見たら、いくら登録業者で第1希望、第2希望とかあるかもしれないですけども、その中でも、この業者さんはこれから自分たちが発注しようとしてる対象物品、対象分野の受注、でけへんとか、ある程度事前にチェックできるはずやし、チェックするためにそういう書類を出さしてるわけでしょう、忠岡町も。だったら、やっぱり発注前に、取扱い品目があるかないかはチェックしていただいたほうがええと思いますけど、そこら辺どうでしょう。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

すみません、ちょっと表現がよろしくなかったの。

入札前には、その業者登録の過去の実績は目を通させていただいております。その電話、通知をした際に、実際にこんな商品を買うんだけど、そういった取扱いはしてますかというようなお問合せというのはしていないというところでございます。事前に保育用品の納入実績があるかどうかというところは確認した上で、制限付きの資格条件としては。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

直接お問合せするんじゃないくて、もう既に業者自体が、自分ところの取扱いの物品とか、こういうものを取り扱ってますよ、うちはこういうのが対象ですよとか、ほかの自治体でこういう、忠岡町も含めてやと思いますけど、自治体での発注実績というんですか、そういうのも全部書類で出してるでしょう。だから、別に電話で問合せ、していただいてもいいですけど、問合せ以前に忠岡町自身が書類で取扱いがあるかないかとか、確認しようと思ったらできるでしょうという質問なんですけど。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今回の案件につきましては、保育用品ということで多岐にわたっております。業者登録名簿の資料の中でも、保育用品一式とか、そういった表現しかございませんので、ちょっと詳細、今回、こども園でこんなものが要るからというのが、ちょうどそれに見合うような情報があると言われると、それはない場合もございます。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。細かくは分からないということですよ。分かりました。

あと、そしたら仕様書の部分でちょっとお聞きしたいんですけども、たしか消防の発注の議案でも同じようなことをおっしゃってたと思うんです。登録業者は、消防のほうも29社かあったけども、そのうち何か仕様書のこういう車にしてくださいという艀装の部分ですかね、対応できる会社となったらこんだけでしたと。ほかは対応できませんでしたということで減ってたでしょう。それで考えると、やっぱりそもそも仕様書の内容、この発注もそうですけど、忠岡町のこの発注したい内容、今回やったらこんだけ抱き合わせで発注されてますでしょう。となったら、これ全部に対応できる業者となったらほんとに限定されるというか、そもそもその仕様に堪えられるというか、仕様に対応できる業者ってなったときに、登録業者の中でもごそっと業者が落ちるんですと、業者の数がなくなってしまいうんですというのは、やっぱりそれは忠岡町の発注の仕方、仕様書の中身ですね、そこが問題があるというか、そういう業者が対応できないような仕様にしてるから競争できない、登録業者の全てが対象にならないような発注になってしまうんじゃないんですかという考え方も1つあるんですけど、そこら辺、今後より多くの業者が対応できる仕様の中身にするとか、逆に特定の業者、今回の教育もそうですし、消防車の購入もそうでしたけど、登録業者がいくらいっぱいあっても、仕様書に対応できる業者がこんだけしかないん

ですという、そういう仕様をまず改めていただいたほうがいいかなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今回の案件につきましても、一般的に保育用品のカタログからももちろん参考商品として抽出はさせていただいておりまして、特別一部の業者さんしか取り扱えないものを選んでるわけではないので、そういったものがあれば別で発注というところも考えられるんですけども、今回この全部で41品目発注しておるんですけども、それも全て我々もどこまでどう、この部分はこの業者さんしか無理だということまでは把握が難しいので、一般的にカタログで挙がっているものについてはまとめて発注させていただいてるところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まあ、事前に確認、難しいということでしたら、ある程度例えば登録業者じゃないこの分野の市場の業者さんに、ちょっと事前に確認して、こういう発注をしたら受けられそうですかみたいな、ちょっとそこら辺の確認は要るかなとは思っています。で、多分抱き合わせになって、いろんなものをがばっとやったほうが価格は大きくなって、受注できる業者的にはおいしいかもしれないですけど、逆に言うと、取扱いのない業者は入れなくなってしまいうんで、そこはやっぱりちょっとどこまで行っても、申し訳ないですけど、調査というんですかね、担当部局のほうがちょっと考えていただいて発注していただいたらなと思います。最後一言だけ答弁。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

できるだけその辺りについては精査して調査研究を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

最後、ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、入札制度改革をずっとされてるでしょう。こうやって各発注案件とか見てると、やっぱりまだまだ入札制度自体も改善するようなところもあるし、そういった問題点というか、例えば各現場、各課のほうから何か声を上げるというか、そういう意見を吸い上げるようなこととかはしてはるんですかね。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

意見を吸い上げるというよりも、この案件、私、想定してましたよ。これは誰が見てもおかしいですよ。おかしいと思いますよ、こんなん、2社しかないとかいうのは。今、勝元委員とか言うてる、是枝委員の言うてる、僕はそのことは原課には言いました。だから、今後はこういうことはしたらあかんと。今も言うてるように、41品目もあるんやったら、分離発注やったらもっともっと競争原理が起こると違うかなということでは言わせていただきました。

それは是枝委員言うてるように、不落に終わって、その後、1社ですか、2社か、そのときとこのときと同じような業者しか寄ってないと。まあ言うたら、競馬で言うたら、予想が当たりますやん。というて、この教育の職員たちは悪いことをやってるんかというたら、悪いことやってないと思うんですよ。そういう仕様書になってる分で、だから、おまえら今後気をつけろよというようなことは注意していきますし、今後はこういうことのないようにしていきたいと思いますので、今回のところはこれで、すみませんけれども、よろしくご勘弁ください。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それでね、一つ町長にお願いというか、そもそも忠岡町の契約規則自体がね、登録業者でないと一般競争も含めて入札できないような規定になってるんですよ。だから、それがあから、おのずと登録業者、登録業者になってしまって、普通のいわゆる一般競争というのができにくいというか、実質できないようになっているんですよ。だから、その規定のところを改正できたらしていただいて、制限つき一般競争入札をするケースもあってもいいとは思いますが、やっぱり普通の一般競争入札もできる規定に整備という

か、そこはしていただきたいんですけど、そこはどうですか。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

まあ、職員の数も少ないし、業務の数、多いからね、こういうふうな形になるときもあるんかもわかりません。先ほど委員さんから言うてるように、例えば総務の消防の場合なんかね、こういうのは特殊車両で、まあ言えば、モリタさんですか、こんな世界的にも有名な消防の技術を持ったところやから、こういうところに頼んでおけば間違いはないなというたら、当然こんなところ落ちるのかなというような予想もつきますけども、先ほどから言うてますように、今のうちの登録業者だけでも十分賄えるとは思うんですけどね。

学校のこの教材とか、こういう問題も、いろいろ縄張りとかいろんなものがあって、そういうふうなことはお聞きしてはいますけども、十何社もあるんやから、その中でも十分やり方を変えれば、私は競争原理は働くと思いますし、またこれも都度都度こっだけ購入が多いわけでもあらへんし、たまたまこういう認定こども園という新しいものができるときに、それは先生方が何でもさらがええ、さらがええと言うて買っているのか分からへんし、その分、ここの教育がどんだけの把握をしてくれてるのか分からへんけど、何でもさらを買うたらええぞというようなものでもないとは思いますが。使えるものがあるかも分かれへんしね、チェックしていったら。それで、ごみの山になってるのかも分かれへんし。そしたらまた、忠岡町、ごみ代高くなりますやね。

まあ、そういうことで、僕は今の登録業者だけでも忠岡町ぐらいの規模やったら十分にいけると思いますんで、頑張って制度はいろいろもっともって見直していくつもりです。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そういう改革はしていただきたいと。

1点お願いというか、登録している、登録していないもそうですけど、諦めてはる、おのずと忠岡町の帳簿に入れへんわって、内心というか、思っではる業者さんもいたりする現実もあるというところを踏まえると、逆に今までそういうふうに見えるような発注をもし忠岡町がしてたんやとすれば、町長も代わったし、これからは入札制度も変えていきますよ、いってますよということで、もっとアピールというんですかね、もっと手を挙げてください、参入していただきたい的なやっぱりアピールも要るのかなと思ってます。なので、逆に業者側が諦めムード、忠岡町に手を挙げて無理なんだろうというその気持ちの部分、ちょっと全庁的な話になってしまいますけど、払拭していかなあかんのかなと思

ってます。そこら辺は町長を先頭にやっていただけたらと思います。

委員長（前川和也議員）

ほかにございませんか。三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっと契約の期間のことについてお聞きしたいんですけど、今回、納品期限が令和4年の9月30日ということで、今回の議会に合わせて、大体二、三か月の猶予という日までの期間をもつての入札設定されたと思うんですけど、これって、仮になんですけど、もっと早めることってできたんですかね、この入札を。

何でかっていうと、今、結構物足らずの部分じゃないですか。例えば車でも今、ある程度でかい車になってきたら、もう納品まで1年待ち以上なんかざらに出てきてるわけで、今回、新品で、整理棚とかFRPプールとかも、多分行政はもう企業がストックがあると思って、で、入札で競り落としてくださいねというような考えで、多分この設定期間やと思うんですよ。でも、今、現実問題、もう先にはけてる分で企業にストックがないところって多いんですよ。正直、物のストックが。とすると、そこから発注なんですよ。いわば、入札ありました、落札ありました、議会で承認ありました、発注します。そこから納品という、このタイトな期間がより厳しくなってるのが現実あるんですよ、世の中。とすると、この期間を延ばしてあげないと、いくらこっちからこの入札にいっぱい参加してくださいねと言うても、ストックがない限りは参加できないわけじゃないですか。

すると、これは今回は別にどうのこうの言う必要は僕はないんですけど、この期間についてももう少しちょっと検討、これは多分教育だけじゃないと思うんです。教育以外でも物品購入とかになってきたら、今後、しばらくはこの状況は間違いなく続くんで、メイド・イン・ジャパンの余ってる材料で、常に特殊なものを作ってるとかじゃなく、大体こんなみんな海外のものを使ってるわけじゃないですか、兼ね合わせて。すると、やっぱり今まで1か月、2か月で渡せた期間、これが2か月、3か月、半年かかったりするんですよ、棚1個についても、結構企業としたら。だから、僕はこの参加者数、減ってるん違うか、というか手を挙げたくても挙げれない数が増えてるのかなと思うんで、ほんとに競争原理を働かせて検討するんやったら、その辺も踏まえて検討していただきたい。これは多分ほかの課にも言えるんで、答弁があるんやったらちょっと頂きたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今回の発注につきましては、もちろんどの程度の用品が必要なのかというところを精査

して踏まえた上で、令和4年度の入札となったという経緯もございます。で、納品期間につきましても、5月中旬には入札させていただいておりまして、4か月半ほど十分な期間はあるということがございますので、ちょっとその辺りは議員お示しの内容というところはあまり注視はしていなかったということがございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

ヒアリングで抜き取り聞き取りとかでも、じゃあ例えば今これを仮に発注したら、いつまで、これ、そろえれるというような聞き方ってできるじゃないですか。それが例えば、いや、もう今こういう、うちもストックないし、これ注文したとしても半年かかりますねんと言うたら、その半年以上猶予を持った形での入札に変えていかないといけないわけじゃないですか。そういうような視点もちょっと今後、物品発注等は加えていただいた上で対応していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。できたら部長に。担当課だけじゃなく全体的なことなんで、部長とか。

委員長（前川和也議員）

いけますか、部長。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

先ほどのご指摘に関しまして、今の現状を踏まえますと、ごもっともなご指摘かなと思いますので、その辺り、今後ですね、特に物品購入等につきまして十分な期間というのを設けれるような形をとっていくように、契約担当のほうにも申し伝えたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員（三宅良矢議員）

結構です。

委員長（前川和也議員）

ほかにどうでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続きまして、討論を行います。まず、反対討論の方、いらっしゃいますか。

(なし)

委員長（前川和也議員）

ないですね。続きまして、賛成討論のあります方、どうでしょうか。

(なし)

委員長（前川和也議員）

それでは、ないようですので、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第29号 物品購入契約締結について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、担当課より説明をお願いいたします。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

では、議案書の13ページ、ご覧ください。議案第30号、忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、ご説明させていただきます。

本条例は、令和5年4月開園予定のこども園を設置するために必要なものでございまして、通常であれば、令和5年3月議会において、現在の保育所、幼稚園条例廃止と同時に上程されるものでございますが、こども園設置の認可届出等の際に、こども園の園則等の提出が必要となるため、今回、前倒しで上程するものでございます。

15ページ、お願いいたします。第1条は目的及び設置を定めてございます。第2条は名称及び位置でございまして、名称は忠岡町立東忠岡こども園、位置は泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番2号と定めております。3条で事業、4条で委任について定めております。

また、参考資料としまして、議案第30号、教育みらい課資料1とA3横長の教育みらい課資料2をお配りしております。

まず、資料をご覧くださいたいんですけども、資料1、こちらで認定こども園の教育・

保育の目標、理念、方針を定めております。詳細は後ほどご高覧ください。

続きまして、資料2、整備工事の進捗状況でございます。こちらは今現在、工事は予定どおり順調に進んでおります。このまま順調に進みますと、令和4年9月には園舎が完成しまして、10月には引っ越しを予定しております。引っ越し後、現在使用している旧の保育所と東忠岡保育所と幼稚園の仮園舎、こちらにつきましては解体して、外構の工事、子育て支援センターの工事に向かっていきまして、最終、令和5年7月には全て完成する予定となっております。詳細はまた後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

それでは、ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この認定こども園の条例ですが、定員の定めがないのですけれども、これまでの今現在ある町立保育所の設置条例には定員の定めがあります。今はもう廃止された、廃止されていない、まだ、東の幼稚園のほうにも定員の定めが設置条例にあるのですけれども、今回この認定こども園条例には定員の定めがないのはなぜなのでしょう。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

詳細の定員等につきましては、今後、規則で定めていく予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

施行規則で定められるかと思っておりますけれども、規則はこの条例と違って議決の必要がないというところがございますね。そうですね。確認で。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今回のこの認定こども園ね、期待があるのは、やはり待機児童が解消されるというところではかなり多くの保護者の方も安心して申し込みできるというところで期待もあるわけなんですけど、その定員が規則等で定められてしまいますと、表に出てこないというところもございますので、やはり保護者、住民に対してこういった保育をしますと、こういう規模の保育をするんですということを条例で定員で定めるということは、安心して預けていただけるということにつながるのではないかと思いますので、これ、これまでの設置条例ではあったけれども、今回ないのとはという理由にはちょっとなっていないので、もう一度、今回、定員をここから外された理由は何なんでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今回の設置条例につきましても、近隣他市の状況の設置条例等も参考にさせていただきまして、その中で忠岡町と見合う、ちょうど適したところを検討させていただいたところでございます。その中で、先ほどと同じ答弁になるんですけども、定員等々につきましては、詳細は規則で決めていく方向で進めさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

近隣を見ますとね、全てのところで定員がされているかというたら、明記されているかというたら、そうではなく、貝塚市辺りぐらい。貝塚市はね、こども園の定員を条例で定められておりますけれども、やはり住民に安心して、安心を与えるというところで、こういった保育を保証しますというところのそういう効果はあるかと思いますが、これについて近隣がないからでなく、忠岡町のこれまでのいいところとして、設置条例で定員もきちっと、保育、この人数までは預かりますよというね、そういう保証になってたので、そう

いったことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今のご指摘でございますが、今までも特に保育所に関しては定員の弾力化ということで、条例定員を超えて受入れもしてきたところでございますので、今回、条例からは外させてはいただいておりますが、その辺りの定数の周知につきましては、広報並びに新しいパンフレット、また新しいホームページ等々を通じて広く周知していく予定をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

定員を超えても弾力的に運用されてきたというのは分かります。待機児童がないようにということで努力されてきたというのはよく分かります。今後ね、これまで教育委員会、教育長、頑張ってそうやってやってきていただいたんですが、今後のまたこれ将来にわたってそれが担保されるかどうかというところが、どんな方がなられるか、今後分かりませんので、そういった待機児童がないようにできるだけ頑張ってお受けしますというふうなことが約束されるというところがちょっと不安と、ないというところが不安であるということなんです。これについてはどのように、今後、定員の定めが設置条例になくとも、施行規則のほうで、規則等で定めるにしても、その定員を削減するということが、今後、少子化で削減するということが出てきた際に、それをきちっとどう住民、議会の同意を得ていくようにされるのかということについては、どのようにお考えでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今までも常に我々は言い続けて、待機児童をなくしていく、待機児童はゼロでいくということで、今までもそれはずっと言い続けてきましたので、今後もそこは変わっていくことはないというふうに私は理解しております。

今言われてはる定数を削減することに関しては、現状ではそういったことは一切考えて

おりませんので、あくまでも新しいこども園の定員という部分については、施設が存続する限りはですね、それが定員であるというふうに我々は考えておりますので、そこを削減するとかという話は一切今のところでは考えておりませんので、ご理解いただけたらと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのようなことはないとは思いますが、条例に明記されてるのと、そうでないところでは、今後ね、情勢の変化ということで、人も代わって、入れ替わってですね、人というんですか、教育委員会の方も入れ替わってしまったときに、何かきちっというところがあれば安心できるという、そういった点からの質問なので、そしたら今度、開設される定員ということについては、何名で、どういった規則、どの辺の規則に明記されるのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

こども園の定員につきましては、今、258名を予定しております。それを今後、規則に定めていく予定をしております。確かに規則に関しては、議会の議決は必要ないものでございますが、その前に、教育委員会議の議決というものは規則も必要でございますので、その辺りは教育委員会議のほうで、その定数を削減するとか云々とかというのは決めていく話になってくるとは思いますが、繰り返しにはなりますけども、現時点ではそういったことは一切考えておりませんので、そちらも併せてご理解いただけたらと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

定数削減ということはないとは思いますが、きちんとね、安心して預けられる、待機児童がないようにと、良い保育・教育を行っていただくということは、ぜひ切に願って、よろしく申し上げます。答弁はいいです。

委員長（前川和也議員）

ほかにございませんでしょうか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

この規則のことでお聞きします。さっき、定数も規則で定めるというお話やったんですけど、今後ですよ、この4条のところですけど、今の段階でこういうことを規則に入れていこうかなという、規定していこうかなと思って予定しているものを、ちょっと主にどういふものがあるか教えていただけますか。というのは、この条例はこの場所に認定こども園を設置しますという、それだけしかない条例なので、中身が分からなくなってるんで、そこの今後、教育委員会のほうとして、町として具体的にどういふものを規定していこうかなと思っているのか、ちょっと教えていただけますか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

かなり細かい話になってきますので、あれなんですけど、当然、こども園を日々運営していく上において、必要な部分というものは決めていく必要があるというふうに考えます。当然、定員であったり職員の配置であったり細かな時間であったりですね、その他、様々な部分に関して決めていく必要があるのかなというふうに考えております。今まで保育所の条例、幼稚園の条例、その他の関係規則等で定めている部分に関しては、少なくとも引き続きそちらの規則のほうで定めていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと、ちょっと直接この条例とあれなんですけど、頂いてるこの資料、ありますでしょうか、議会資料の。ここに一応ね、町の東忠岡認定こども園の教育理念であったりとか教育方針的なことを書いていただいているんですけど、町と違って、またピープルさんとか私のほうとかあるじゃないですか。あちらのほうは、こういう町の教育理念とかの対象外になるんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

はい、基本的にはそういうことにはなりますが、当然忠岡町としてのこういう理念とい

う部分に関しては、当然お示しというか、それはさせていただいております。参考ということ。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

地域というか、住んでる場所が違って、どちらへ行くかだけの違いで、同じ忠岡町の子どもなんで、やっぱり同じ教育理念、同じ教育方針の適用を本来受けるべきだろうなと思うんです。なので、そんな民間さんにこうしてああしてと多分言えない部分、あるでしょうけど、そこら辺はやっぱり調整というか、図っていついていただきたいなと思います。もう答弁、結構です。

委員長（前川和也議員）

ほかに質疑ございませんか。三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

1点だけ。先ほどの購入と同じ日に、5月16日の屋外遊具の購入もされてて、その納品期限が令和5年の3月31日となっているんですが、これは、工期内は令和5年7月ということになっているんですけど、それ以内に納められるのか、それ以降にまた追加で何かいろいろされるのか、どちらなんですかね。違いますか。

あっ、ごめん。僕、日を間違えた。令和6年やったですね。ごめんなさい、間違いです。なしで。

委員長（前川和也議員）

他に、質疑ございませんか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

質疑を終了いたします。

委員長（前川和也議員）

続きまして、討論を行います。まず、反対討論あります方、いらっしゃいますか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

賛成討論もないですか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

それでは、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(前川和也議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

委員長(前川和也議員)

続きまして、議案第32号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、担当課よりよろしく願いいたします。

健康こども課(谷野彰俊課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野課長。

健康こども課(谷野彰俊課長)

議案書の21ページをお願いいたします。議案第32号、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。議案書の23ページをお願いいたします。併せて、お手元に配布させていただいております議案第32号、健康こども課資料1をご覧ください。

本件は、子どもの健康の保持、生活の安定、及び子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として助成を行っております。子ども医療費助成の対象年齢を拡充することにより、安心して子供を産み育てることができ、子どもたち一人一人が健やかに育つ環境を創出し、子育て世帯の住民の満足度向上を図るため、本条例の改正を行うものであります。

1、改正内容としましては、令和4年10月1日より助成対象年齢を、現行の15歳到達年度末から18歳到達年度末に拡充を行うものであります。2、対象者数につきましては、16歳から18歳で約550人です。3、影響額につきましては、令和4年度分についてでございますが、歳出につきましては扶助費、システム改修費、郵送料等で約500万円です。歳入につきましては、年齢拡充に伴う府補助金の増額はございません。

次のページに、健康こども課資料2、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この子どもの医療費助成の18歳までの医療費の助成は、大変私たちも求めてきたものであり、子育て世帯には大変待たれているということで、期待が持てるというものであります。

で、担当課に、10月1日からの施行の理由をお聞きしたら、システム改修が間に合わないから10月1日からだということでした。私たち、1か月でも2か月でも早く前倒し実施してほしいということを求めてきましたけれども、例えば、システム改修が間に合わなくても、償還払いという方法ですね、領収書を後日添付して払い戻してをしてもらおうという償還払いということをするれば、少しでも1か月でも2か月でも早くできて、コロナ禍、子育て世帯、住民の利益になるのではないかというふうに考えますが、そういった償還払いについてはお考え、ないでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

スケジュール的なことを申し上げさせていただきますと、この議会のほうで議決を頂きまして、そこからシステム改修に入ります。で、当然システム改修した後に医療証を発行させていただきますので、各ご家庭のほうに発送というところがございます。それに3か月を予定しているところでございますので、当然、償還払いにするにしても、医療証がお手元に届かないと医療機関のほうもお困りになるというところがございますので、そういう対応については考えていないというところでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

医療証がないから償還払いということで、例えば大阪府以外のね、和歌山や奈良で受診した際は、医療証は関係ないですね、府下だけですので。だから、償還払い、現在もされていらっしゃると思いますので、そういう方法をね、一たんは窓口で3割を払って、後で500円引いた残りの分を請求するという、そういった償還払いということではできないものではないかということをお聞きしてるんですが。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

その辺につきましても、各医療機関のほうにおきまして、やはりその対象の年齢で、対象になるのかどうかという判断も時間を要するところがございます。また、件数につきましても、やはり約3か年平均を見ましても、中学3学年における対象件数になりますけれども、それがちょっと高校生にそのまま当たるかというところではございますけれども、約300件近く、1月当たりの3学年の助成件数になっておりますので、ちょっとなかなかそういう形のことは現実的ではないのかなというところがございますので、ご理解いただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

医療機関に徹底する必要はない、3割負担ですから、今までどおりの単なる保険証でいくということなので、問題はその件数だということですね。事務が大変煩雑になるという。この1か月で300件近くになるというふうに見込んでいらっしゃるということでしょうか、償還払いをすれば。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

これまでの元年、2年、3年の平均でいきますと、約300件ぐらいの件数が上がってくるという形になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

件数が大変多いということで、対応が窓口、大変になるということが理由だと、償還払いきれない理由は、そういうことでしょうかね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

はい、健康こども課の特に児童系の業務になりますけども、この間も議会のほうで部長答弁させていただいておりますように、児童手当であるとか、児童扶養手当の年に1回の現況調査、所得等の確認の業務も6月から8月にかけてございます。また、要保護児童対策地域協議会という虐待関係の分ですね、そういう相談件数、対応するご家庭の数もかなり多くなっておりまして、2人体制で動いているところがございます。今回またちょっと補正で上げさせていただいております低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金、ひとり親世帯に関する業務も今回また追加で、2人親の非課税世帯の分の補正も追加議案で上げさせていただいております。また、当然健康こども課はワクチン接種もやっておりますので、これからまた4回目の準備と、児童系のほうにおきましても業務対応しているところがございますので、先ほど申し上げさせていただきましたように、スケジュール的にはこの議会の議決を頂いた後、システム改修という形で入っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大変な業務を受け持っていらっしゃるということで、時期的にも大変ということは分かります。そこは、庁内の連携で、そういった助けていただくというふうな方法もとれないかなというふうにも思います。300件近くと言いますが、毎日平均で来るわけではありませんが、1日10件というふうな感じでありますので、できるだけ何とかね、方法がないかということで、最後までご努力はお願いしたいと思います。これは求めておきます。答弁はいいです。

委員長（前川和也議員）

ほかにございませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

予算のことでお聞きします。この頂いた資料に歳出ということで約500万円と書かれてるんですけど、当初予算の予算委員会的时候にも、たしか子ども医療扶助費で4,590万円計上されてて、あのときに対象年齢を引き上げるんで増額してますというご説明やったと思うんですけど、そのシステム改修云々というお話があったんですけども、そういうのもう全部予定どおりというか、本来のもともとの当初予算を組んだときの予定額どおりにいってるんでしょうかね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

影響額の500万というのは、令和4年度の当初予算に計上させていただいてます扶助費、医療費ですね。この分につきましては、医療は2月までということで、5か月分の扶助費プラスシステム改修費で、通知文、医療証をお送りする郵便料、あとといえば審査支払い手数料、これで約500万円というところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あとね、一応この資料のところに扶助費とか、全部込みというか書いておられて、約500万円になってるんですけど、でも、当初予算自体4,590万円じゃないですか。なので、本来の郵送費とかシステム改修費とかのけて、本来の医療費分の額というか、どれぐらいの予算になるんですかね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

これ、全体的な拡充する分以外のということになるということですかね。今、上げさせていただいてるところは、この3学年を今回ちょっと半年かけて準備するための予算を上げさせていただいてるところでして、特に0歳からこれまでの中学校3学年の分につきましては、この中には入っておりません。

委員（勝元由佳子議員）

それなら、本来の拡充する分というのは、この4,590万円のうちどれぐらい、まあ言うたら500万円のうちの幾らかになると思うんですけど、幾らになる、大体見積りというか、どれぐらいの額なんですか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

システム改修に100万弱ぐらい見てますので、400万円弱ぐらいの金額を想定して

いるところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

ほかに。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう1点、ごめんなさい。これ、扶助費の部分ですけど、もし当初の見積り以上に費用がかかったときとかの財源というか、そこら辺はどうお考えなんですかね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

この扶助費におきましては、全体的でいきますと、令和元年から令和3年におきましても、やっぱり100万ずつぐらい、コロナの影響もございませぬ、受診控えの影響もございませぬけども、ちょっとなかなか読み取れない部分もございませぬので、足らなくなった場合は当然補正予算対応という形になってくるところでございませぬ。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それは財源的に一般財源で充てると思っておいていいですよ。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

他にございませぬか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、討論を行います。まずは、反対討論の方。

（なし）

委員長（前川和也議員）

賛成討論の方。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

賛成討論をさせていただきます。

子どもの医療費助成は、子育て支援の大切な柱となる制度であります。私どもも子ども医療費助成の年齢引上げを求めてきましたので、大変これは実施ができてよかったと思います。また、子育て世帯からも今、期待をされています。それは、新型コロナで収入が減少されている中ということでもありますので、前倒し実施ということが求められていますが、一日も早い実施のため、引き続き前倒し実施を求め、本条例改正案に賛成いたします。

委員長（前川和也議員）

ほかにありますか。小島委員。

委員（小島みゆき議員）

私たちが医療費助成に18歳までということに要望をさせていただいております。国のほうも、公明党としても取り組んでいるんですが、まだ国ができないところを町として取り組んでいただけるということに賛成いたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございます。他にないですか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

それでは、討論を終結いたします。

続いて、採決です。

お諮りいたします。議案第32号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について、担当課より説明をお願いいたします。

保険課（泉 亜希課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案書29ページをお願いいたします。議案第34号、忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書31ページをお願いいたします。

第1条は、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正で、令和4年3月14日付、厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、昨年度に引き続き令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料の減免を行うもので、対象となる保険料と減免の申請期間を定めるべく見直しを行うものでございます。

第2条は、忠岡町介護保険条例の一部改正で、令和4年3月14日付、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡に基づき、昨年度に引き続き令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を行うべく、所定の見直しを行うものでございます。

それぞれの改正につきましては、お手元にご配布しております議案第34号、保険課、高齢介護課資料1によりご説明申し上げます。資料をご覧ください。

では、概要をご覧ください。先ほどの説明と一部重複いたしますが、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料及び介護保険料の減免の特例について、国の財政支援の対象とされたことに伴い、減免の対象となる保険料と申請期間を定めるための改正でございます。

次に、改正内容といたしまして、令和3年度の取扱いと令和4年度の取扱いの変更点について下線を入れております。令和4年度に対応すべく、対象となる保険料と減免の申請期間を改正するものです。各条例ごとの改正箇所につきましては、次のページ以降に添付の議案第34号、保険課資料2、忠岡町国民健康保険料条例案新旧対照表、議案第34号、介護保険条例案新旧対照表のとおりでございます。後ほどご覧ください。

説明は以上のとおりでございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和4年度も国保料と介護保険料についての、新型コロナで収入が昨年比べて10分の3以上ですね、3割以上減った方が保険料の減免の対象になるということが実施されるということは大変良かったと思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、その保険料減免の財源、令和3年度は、去年度は忠岡町の場合、10分の10、国費で賄われましたが、今回ちょっと厚生労働省の通知をね、今説明あった3月14日付の厚生労働省のこの事務連絡の通知を見ますと、本町の場合は10分の10ではなく、10分の6相当しかちょっと国費が出ないというふうに書かれております。で、そうすると10分の4、忠岡町がその保険料の減免の財源を負担しなければならないということになる。そうすると、幾ら忠岡町は負担しないといけないんですかという、令和3年度実績で500万円、忠岡町がその保険料の財源を持たなければいけないということであります。これはちょっとかなりの金額になるかと思えます。

これは国の制度として、国がそういうふうにする制度として定めているのですから、やっぱり10分の10ね、昨年と同様、持つべきだというふうに思いますが、忠岡町はこれについて10分の10見てほしいということの要望等は出されていらっしゃるでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

おっしゃるように、令和4年度の基準といたしましては、あくまで参考に令和3年度の実績を基に区分のほうをあくまで試算してみると、10分の6となるものにはなりますが、令和4年度においての基準においても、令和3年度と引き続き10分の10、全額国のほうから補助を頂けない場合もあるというふうな現状の通知とはなっています。

ただ、令和3年度におきましては、また去年5月、6月ぐらいにコロナの状況が変わってきてまして、また、国が補正予算を組まれ、全額補助が当たるようになるということで、特別調整交付金のほうと、災害の臨時特例補助金という部分と2つ合わせて10分の10

という形になったんですけれども、本町といたしまして、今の通知文上では10分の10ではない可能性はあるんですけれども、また夏場以降の国ですとか府の動向も踏まえて、財源の確保につきましてはちょっと調査といいますか、国・府の動向を見守っていきたいというふうに考えております。

現在のところとしましては、おっしゃるように500万円の持ち出しが出るような、あくまでそれも試算にはなりますので、場合によっては令和4年度、現行の基準のままでも10分の10になることもございますので、今の状況といたしましては、何とも申し上げることはちょっと難しい状況にはなりますが、国ですとか府の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

去年と今年と、新型コロナの感染者数の動向というものが同じかということ、ちょっと最近、減少傾向にあるというところで、去年が良かったから今年もいけるだろうというふうに思うのはちょっと危険ではないかなと。出ない場合もあるというふうに見ておかなければいけないと思います。

で、これ、国のほうにね、ほかの市町村もそうですけれども、やはり同じ心配をされてるかと思しますので、これはぜひ、本町のように小さなところは特に財政的にも大変だということもありますので、国のほうに要望をしていただいて、10分の10ね。これ、忠岡町が独自でするものじゃないですよ。国が全国统一の制度としてするというふうに言ったんですから、10分の10、国が持って当然なんですけど、それを10分の6とか、ひどいところは10分の4しか出さないところもありますので、こういうやり方はちょっと本来ではないと思います。なので、やはりそれはね、国のほうに要望していただくと。ほかの市町村と一緒に要望して声を上げていくということとやっていくということが大事ではないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

おっしゃっていただきましたことにつきましては、機会を見て、またこちらからも要望を上げてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ぜひ国のほうに要望していただいて、10分の10確保に努力していただきたいと思います。

もう1点、これが今、国保に限って言えば、本算定の通知がもうそろそろ届くか、発送されてるかと思うんですけども、こういう制度が今年もありますよという周知についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和3年度におきましても、広報のほうでは周知してまいりましたが、今年度におきましても、この議会が終わった後に一番早いタイミングで広報で周知を図りたいというふうを考えております。あと、ホームページのほうでも随時アップしていきたいというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これも議決がまだと、本会議がまだですので、もう本算定の決定通知書が送付されるんで間に合わないという問題があって、これについては直接ね、広報とかだけでなく、直接ご本人さんたちにお知らせすると、加入者にお知らせする方法というのはとれないものでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

被保険者の加入の方皆さんにお知らせする機会といたしましては、毎年11月に一斉の保険証の更新のタイミングがありますので、その時点においては皆さんにコロナ減免に係る申請ができますよというふうなお知らせを同封するというふうに現在のところ考えておりますので、皆さんのお手元では一度はお目にかかれるようには対応してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

丁寧に周知を徹底していただきますよう、よろしくお願いします。

委員長（前川和也議員）

他に、質疑ございませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

予算のことだけお聞きしたいんですけど、今回のこの改正で減免の期間は変えられてるんですけど、補正予算が上がってきてないんで、今後どういう動きというか、補正予算を含めてどうなるかだけ、ちょっと教えていただきたいんですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、今のところ何件ぐらいの方が申請に来られるかということとは分かりませんので、今のところは補正の計上というのはないものになっております。ただ、国からの補助の額ですとか、あとはどれぐらいの方が減免をなさったかということにつきましては、国民健康保険料の歳入のところと、国民健康保険料の歳入の減額と合わせて、国ですとかの補助の金額が上がったところで対応させていただくというふうには、財源更正で対応させていただくというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、年度末ぐらいに数字を合わせるというか、そういう感じですか。じゃない。

申請を受けてから組む感じになるんですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

恐らく保険課でも似たような対応になると思うんですけども、介護保険のほうにしましては、国からの実績報告の依頼がございます。そこで、年度途中で一旦中間報告というところで報告をさせていただきまして、概算で入りますので、年度末頃には一度入るんですけども、やはり申請が年度末まで締切りでございますので、年度をまたいでまた補正予算させていただく形になるので、ちょっと2年間にわたって補正と財源更正させていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、討論を行います。討論はございませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

それでは、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明をお願いいたします。

保険課（泉 亜希課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案書33ページをお願いいたします。議案第35号、忠岡町後期高齢者医療に関する

条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書35ページをお願いいたします。

本件は、令和4年2月14日付の大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課長通知において、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が通知されましたが、令和4年5月17日付の大阪府後期高齢者医療広域連合資格課長通知で、この改正による市町村条例への影響を示す教示がありました。これに伴い、本町条例における影響部分である大阪府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の条文を引用する箇所の条項番号のずれを解消するため、所要の見直しを行うものでございます。

改正の内容につきましては、お手元にご配布しております議案第35号、保険課資料3によりご説明申し上げます。資料をご覧ください。

概要は、ただいまご説明させていただきましたとおりでございます。改正内容といたしまして、1、影響の生じた改正内容は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例で、その内容は令和2年度に廃止の保険料軽減特例措置に関する条文であった附則第3条及び第4条が削除され、新型コロナウイルス感染症による傷病手当に関して定めた附則第5条と附則第6条が第3条と第4条に繰り上がりました。2、本町条例に影響した内容は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当について定めた町条例について、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例を引用していましたが、本件改正による条ずれが起こり、今回、改正が必要となりました。条文の改正箇所につきましては、次のページの議案第35号、保険課資料4、忠岡町後期高齢者医療に関する条例案新旧対照表のとおりでございます。後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後期高齢者医療の今回、保険料の軽減特例が廃止をされたということで、項ずれを起こしているということが出てきております。既に廃止をされてしまっているというものでありますが、この影響を受けた方というのは何名いらっしゃるのでしょうか。

もう一度言いますか。被用者保険の被扶養者であった方がこちらに、後期高齢者の医療保険に強制的に移されて、保険料が発生すると。そのための保険料の軽減特例というものがありませんが、それが令和2年度に廃止とありますが、完全に廃止になったのが令和2

年度ですが、令和元年度から引き下げられて、令和2年度で廃止というんですか、令和3年度で完全に廃止ということになったということで、この影響を受けた方々、年度ごとに何名ずついらっしやったかということをお教えいただきたいんですが。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、令和2年度の、制度の最後の年度の人数をお伝えさせていただく形でもよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい、出る数字だけで構いません。

保険課（泉 亜希課長）

令和2年度の本算定時点において、この軽減の対象となる方は628人いらっしゃいました。令和3年度には所得の判定が新たに切り替わりますので、この令和2年度の628人の方がそのまま全て影響したとは言えませんが、これの方が令和3年度に本則である7割軽減のほうに移られたというふうには推測できるかというふうには考えております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和2年度から令和3年度にかけてというところの比較では、628人の方だということです。それ以前に、そもそも当初は9割軽減でしたね、これ。9割軽減が、8.5割の方もいますけども、9割軽減が令和元年度には8.5割に引き下げられて、令和2年度には7.75割に引き下げられて、令和3年度は7割と本則どおりの、特例でなく本則どおり7割ですね。国保としては7割、5割、2割軽減のこの7割軽減ね。かなり所得の低い方々、この方々、分かる範囲だけでも628人です。人数だけでなく、もともとこの方々、9割軽減であつたらうという方々がほとんどだと思います。なので、その方々が本当に保険料が、1割の保険料でいけますよと、9割軽減ですから。だから国が強制的に、被用者保険の扶養者であつた方々を後期高齢者に入れたと。で、保険料を徴収するけど、安いですよと言ったけれど、結局は今もう普通どおり、ほかの方々と一緒の保険料になってしまったということでもありますので、大変負担増になっていると思いますということが分かりました。

以上です。分かりましたということで。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長（前川和也議員）

それでは、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、討論を行います。討論はございませんでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

反対討論。

委員（是枝綾子議員）

はい、反対討論です。

委員長（前川和也議員）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

反対討論をいたします。

今回、被用者保険の被扶養者であった方の、所得の低い方の軽減、後期高齢者医療の保険料の軽減特例が見直しされて、完全に廃止されたということが条例上、もう既に実施はされていますが、条例上もそれがなくなった、廃止ということがなったということであり
ます。

もともと保険料が必要な方が、無理やり後期高齢者制度に、75歳になったら入れられてしまうと。で、保険料を徴取したということで、国も保険料の当初は9割軽減、8.5軽減ということで負担を軽くしてきた経緯がありましたが、それを廃止をして、何もなかったかのように、ほかの方々と一緒のように保険料の徴収、負担増ということで、令和2年度から令和3年度にかけて、この人たちは9割軽減の方々だったと思います。9割軽減の方が628人、分かる範囲で、実績でいうことであろうということも、数字も分かりました。これだけの方々に大きな影響を与えた保険料の負担増ということは、やはりこういう保険料均等割の軽減の見直しというのは認められません。よって、この一部改正には反対をいたします。

委員長（前川和也議員）

他に、討論はありませんか。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

賛成討論。どうぞ、勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今回のこの一部改正というのは、単に府の条例の改正に伴う条ずれ、文言整理の部分なので、中身に関する改正ではないというところで、逆に府の条例の文言、条がずれているのに町の条文を改正せんわけにはいかないので、これはやって当然やと思います。なので賛成します。

委員長（前川和也議員）

他に賛成討論、ありませんか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

それでは、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算案（第2号）について、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明をお願いいたします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

議案第36号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

議案書の37ページをご覧ください。第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,499万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億8,323万円とするものでございます。

内容につきましては、事項明細書により説明させていただきます。

福祉文教関係予算についてご説明いたします。

42ページをご覧ください。歳入でございます。第14款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第3目、衛生費国庫負担金で、補正額1,513万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

第2項、国庫補助金、第1目、総務費国庫補助金で、補正額6,170万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。第3目、衛生費国庫補助金で、補正額650万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

次ページにまいりまして、第15款、府支出金、第2項、府補助金、第2目、民生費補助金で、補正額3万2,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親給付事務費補助金）でございます。第5目、教育費補助金で、補正額25万円は、教育支援体制整備事業費補助金でございます。第3項、委託金、第4目、教育費委託金で、補正額20万円は、カリキュラムマネジメント調査研究事業費委託金でございます。

45ページをご覧ください。歳出でございます。第2款、総務費、第1項、総務管理費、第20目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費で、補正額5,474万1,000円は、幼稚園感染症対策消耗品購入で50万円、こちらの財源は府支出金が2分の1で、残りの2分の1に臨時交付金を充当いたします。次に、町立小・中学校体育館感染予防対策事業で1,419万4,000円、修学旅行などの学校行事等感染予防対策事業で150万円でございます。

次ページにまいりまして、第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、社会福祉総務費で、補正額1万6,000円は、前年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費国庫補助金精算返還金でございます。第4目、社会福祉施設費で補正額37万9,000円は、施設消耗品代でございます。

次ページにまいりまして第2項、児童福祉費、第1目、児童福祉総務費で、補正額623万5,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親給付事務関連経費）及び前年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金精算返還金ほかでございます。

次ページにまいりまして、第4款、衛生費、第1項、保健衛生費、第6目、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、補正額2,163万9,000円は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種関連経費でございます。

次ページにまいりまして第10款、教育費、第1項、教育総務費、第2目、事務局費で、補正額20万円は、カリキュラムマネジメント調査研究事業の関連経費でございます。

次ページにまいりまして、第5項、社会教育費、第1目、社会教育総務費で補正額64万2,000円は、生涯学習課移転に伴う庁用備品等整備事業関連経費でございます。第2目、留守家庭児童学級費で、補正額28万6,000円は、忠岡小学校留守家庭児童学級エアコン改修工事でございます。第3目、町民運動場費で、補正額704万9,000円は、町民いこいの広場遊具設置工事等設計業務委託料235万2,000円、町民運動場改修工事設計業務委託料469万7,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

4点あります。

1つ目、1点目は、45ページの新型コロナの交付金を活用して町立小・中学校体育館改修工事の設計業務の委託料と改修工事費についてお聞きします。

これは体育館ですね。東小学校の体育館は雨漏りがこれまでできて、かなり剥がれていると、色も木の色が変わっているというところは大変分かります。もう30年ぐらい前から、高迫前議員がずっとこれを取り上げてね。忠岡町の教育委員会もそのたびに、どうにかならないかということで、雨漏りを修理するのは難しいけれども、努力して2回、3回とかなりの工事費を、改修工事費を入れてやってきていただけてきました。

で、令和3年度、去年度ですね、の課長さんのときに改修、それをされて、何か防水シートにちょっと隙間があって、そこから漏れていたと、ではないかということで、そこを修理をしたら、今のところそういう雨漏りがないということだと担当課にお聞きして、「あ、本当によかったなあ」と。長年かかってきて、やっと去年ね、そのように工事をさせていただいてされたということで、あとはそしたら床がちょっとかなりニスというんでしょうか、剥がれているというところもありますので、それについてされるということは分かりますが、その箇所だけでなく、全体をね。まあ言ったら改修工事、全体されると。東小学校だけでなく忠岡小学校と中学校の体育館もされるわけなんですけど、それぞれの床の老朽化の状況ですね。東については分かるんですけど、ほかのところの老朽化の状況というのはどのようになっていますでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

議員お示しのとおり、東小学校の体育館につきましては、お示しのとおり、もう雨漏りによって一部はもう塗装が剥がれている状態というところで、その他の部分につきましてももう経年劣化で非常に滑りやすい状態が常にありました。あとの忠岡小学校、中学校の体

育館の床につきましても、経年劣化でとても滑りやすい状態、雨漏りはないものの滑りやすい状態というところで、不具合等が長年の懸案事項として、教育委員会としても認識していたところでございます。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

体育館はかなりニスというんでしょうか、そういうつやのところが取れてしまって滑りやすくなっているということだということですが、ちなみにいつこの体育館の床、それぞれ施工されたんでしょうか。かなり、何十年と手を入れていらっしやらないんですか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

体育館ができてから、その途中で床のほうを改修したという実績はございません。

委員（是枝綾子議員）

ということは何年ですか。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら何年たつんでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

すみません、具体的な数字は用意してないんですけれども、30年から40年、体育館が建った当時からというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。床が滑りやすいというのは大変危険だということは分かりますので、これがどのくらい持つものなのかがちょっと分からないので。それから、実際にはもうそのよ

うな状態になっているということですので、ここに抗菌剤を混ぜたものをちょっと塗装されるということですので、滑らないうちに工事をしていただいたほうがいいものかというふうにも思います。状況は分かりました。

もう1点。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2つ目ですけれども、2つ目は50ページの設計委託料のところ、町民いこいの広場遊具設置工事と設計業務委託料235万2,000円についてで、財源は宝くじのお金を使われるということなので、破損しているというふうにちょっとお聞きしてるんですけれども、どこがどのように破損しているかという状況をちょっとお聞かせください。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

破損状況ですけれども、駐車場がありまして、その入り口から入ったところの遊具が1つ破損している状況と、あと、奥の児童遊具のほうが1つ破損してるという状況は確認できております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今回はこの破損している入り口の遊具1つと奥の遊具1つを改修するという、その設計委託でしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

遊具につきましては、もう全面リニューアルということでさせていただく予定です。今現在、6つの遊具がありまして、それを全て撤去して、新しいものを設置する予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いこいの広場ができてからずっと、多分改修も何もされていないので、子どもたちがよくね、保育所の子どもたちも遊びに来たりとかされてるので、かなり使っておられるので分かるんですが、そしたらその、これは設計委託料しか出ていないんですけれども、これ、宝くじのお金で設計委託をされますが、工事費の財源はどのように考えていらっしゃるんですか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

ちょっと1つ訂正します。遊具のほう、全て撤去と言いましたけども、児童遊具のほうは1つ残す予定でございます。失礼いたしました。

委員長（前川和也議員）

質問に対してはいかがですか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

財政課長。

財政課（岩佐式人課長）

今回計上させていただいているものにつきましては、設計の部分を上げさせてもらっています。この設計をもちまして工事費を固めた時点ですね。9月議会のほうで実際の工事のほうは予算計上させていただく予定にしております。そのときの財源としましては、説明させていただきました宝くじの大阪府の補助金と、その足らずの部分については愛の福祉基金を活用するということを現時点で考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。1つ残す遊具というのはどれというふうに、ちょっと簡単に言っていたいて、それでちょっと引き続き。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

入り口入ってすぐの、滑り台とかのついた複合した遊具となります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

滑り台を残してということですね。あと、工事費に関しては、宝くじのお金がまだ残っていらっしゃるということで、愛の福祉基金ですね。かなり使って、こども園のほうにも使われるので、その辺りの不足分、大丈夫なんでしょうかというところで、どのぐらいを取り崩すご予定でしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今おっしゃっていただいているその宝くじの補助金が残っているというところについてなんですけれども、これについては新しく申請をさせていただいております。ですので、西区の公園の部分とはまた違う形の申請になっております。

で、今の現時点でなんですけれども、一応府のほうに内示額を頂いておりまして、それが事業費に対して、大体事業費1,200万弱を想定して申請させていただいております。一応内示頂いている額が720万円ということで頂いておりますので、この差額の部分ですね。400万、500万弱ぐらいを愛の福祉基金から取り崩すということで検討しております。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。愛の福祉基金、まだまだ基金の積立額は大丈夫でしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今、認定こども園のほうも並行して事業としてやっておるんですけれども、その辺、残高のほうをきちんと精査しながら、財源のほうを活用させていただいておりますので、問題なく、要は残高としてはございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

そしたら3点目の質問ですけれども、その下の町民運動場の改修工事設計業務の委託料ですけれども、これは令和5年度ね。町長がその工事を施工する予定ということでお聞きをしており、おっしゃっておられます。これはどのような工事を想定されていらっしゃるのかと。かなり大規模なのか、どのようなものなんでしょうかと。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

工事の方法、いろいろあるんですけども、一応水たまりがよくできるという、その部分を特に解消していかないといけないということで、工事的には地下のほうに管を埋めて、あとは、方法の1つとしては等間隔でグラウンドに溝を掘って、そこにフィルターのようなそれと、土のようなものを入れて、水はけをよくして、管に流れるような、そういった工事ができればなということで、ちょっと今検討している状況であります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。排水をよくするという工事がされるということですね。分かりました。ぜひ改善されるようお願いいたします。

4つ目、最後ですけれども、同じページの工事請負費の忠岡小学校留守家庭児童学級エアコン改修工事、28万6,000円ですけれども、これはエアコンの機器が悪いということなので新しくされるということで、よかったですけど、新しいエアコンを設置され

るのか、それともちょっと、どこかで余っているものを設置されるのかということで、それはどちらでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

エアコンについては中古で、教育委員会のほうで保存しているエアコンがありますので、そちらを設置させていただく予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大変暑いですから、熱中症のこともありますので、早く対応していただきたいということなのですが、今ここについているエアコンの効きが悪いというエアコンも、実は中古のエアコンだったかと思っておりますので、きちんと効くかどうか、点検もしていただいてやっていただきたいと思いますが、これは夏休みで、いつ工事されるんでしょうか、これは。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

今度の補正予算が通りましたら早急に対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

急激にちょっと気温が上昇して、あちこち、全国的に熱中症で、救急搬送の件数が今増えているということですので、一日も早く対応していただきますようよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

いいですか。

(なし)

委員長（前川和也議員）

もうすぐ12時となりますけれども、他に質問、たくさんまだありますでしょうか。多少であれば過ぎても続行したいなと思うんですけれども。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、ちょっと順番に聞いていきます。まず、この資料で言うていいですか。議案書資料の4ページに幼稚園の感染対策用の消耗品購入費で50万円上がってるんですけど、まず感染対策でどんな消耗品を買われるのかというところをお聞きしたいんです。

というのは、もうコロナのほうも一時の感染拡大時期と比べても今、落ち着いてきている状態もありますし、せんだってかな、何か東京都の医師会の会長さん自体がもうアルコール。

委員長（前川和也議員）

すみません、勝元委員、結構ありますね。回りますね。そしたら一旦ここで区切りたいと思います。午後1時から再開させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員長（前川和也議員）

それでは、暫時休憩いたします。午後1時からです。

（「午前11時57分」休憩）

委員長（前川和也議員）

お疲れさまでございます。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

委員長（前川和也議員）

お昼前まで議案第36号の説明があつて、是枝さんが質問されて、勝元委員の質問からございましたので、よろしくお願ひいたします。

勝元委員

委員（勝元由佳子議員）

では、議案書の45ページで、配布の議案資料の4ページですかね。の感染症対策の消耗品代の50万円、これは幼稚園のものなんですけども、その消耗品の中身ですね。ざっと何を買うか教えていただけますか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今年度におきましては、昨年度もそうだったんですけども、消毒、アルコール消毒系のもの、除菌シート、ペーパータオル等々、感染予防に努める消耗品がほぼほぼであります。今年度につきましては、幼稚園のほうに難聴のお子様がおられますので、このような不織布のマスクの口元が透明になっているマスク、これもちょっと今年度については感染症対策として購入を予定しております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

消毒液ですけど、ちょっとさっき言いかけて、午前中に。もうアルコール消毒というのも、接触感染はコロナ、あまりないので、手指の消毒はあまり要らんというのは医師会のほうからも言われてますし、そんな、今までみたいにシュッシュ、シュッシュというか、アルコール系とか手指の消毒物、要るのかなというところは感じてます。なのでちょっとね。金額そんなに高い額じゃないですけど、町全体でもそういう消毒用品の見直しはかけていていただきたいなというところがあります、1点。

それなら一応答弁いただきましょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

一応この感染予防の消耗品につきましては、保護者皆様からの、まだこういったコロナ禍においての状況でのご要望というところもございますので、全国的な動向も踏まえて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、次の小・中学校の体育館の床の改修工事費用なんですけども、これも委託料と次の工事の請負費も全部合わせて上げられてるんですけどね。何か一般質問もありましたけど、感染症対策というよりもむしろ、多分内容を聞いてると、経年劣化による改修がメインなんだろうねというところなんですけど、その認識でよろしいですか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

もちろん経年劣化も要因の大きな1つなんですけども、なかなか3施設同時に同じような改修というのは費用も多額にかかるというところから、先延ばしになっていたというところで、予算計上もできていなかったというところがございます。その中で、こういったコロナの活用の提案の中で、そういった体育館の抗菌加工をすることで床の不具合も解消でき、かつコロナの感染予防に資することができるというのが提案されましたので、今回上程させていただいたところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今回、たまたまコロナがあったというか、こういうコロナのお金が上から下りてきたりということがあったからよかったんですけど、でも、もともとこれ、30～40年間全然改修したこともなくてというところがある中で、そもそも町としてはこうやってコロナが起きてへんかったら、この床はほったらかしやったんですか。そこが気になるんです。そこはどうなんですか。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

実質、今年度、令和4年度については当初予算にも計上はしておりませんでしたので、まだ先延ばし、状況を見ながら計画を立てて順次改修していくというふうな流れになっていたかと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何といふかな、抱き合わせじゃないですけど、うまいことこのコロナのお金を活用できるようにということでされたと思うんです。ただ、1個気になるのがこれね、お金が国からのお金なので、ある意味、全国の国民の方から見て、この使い方が適切かというところがあるんで、もし見方によつたらそれ本来の改修費をコロナに便乗して使っているん違いかみたいな、全国でも使い方が問題になっていたりしますが、だからそういう、それは本来もともと本来事業でやるべきことやったのと違いますかというところは1点ちょっと、言われるといふか突っ込まれるところはあるのかなとは思ひます。これはこれで分かりました。

あと、次に学校の行事感染予防対策事業費、これは資料で5ページに上がっている分なんですけど、予算書で。すみません、資料でいきます。この行事の中止とかバスの増数というんですかね。利用台数を増やしたとか、そういうところでお支払いされるということなんですけど、取りあえず行事中止されたものをこれで払おうとしてる、キャンセル料金というもののかかってくる行事って、何があるんですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

修学旅行等、小学校であれば5年生宿泊学習、それで中学校であれば1年生の宿泊学習というのがございますが、やはり事前に予約等を行つて、ある程度やはりキャンセル料が期間によつてはかかつてまいりますので、ただ、やはりこのコロナ禍で急遽実施できない場合、キャンセル料というのかかかつてきますので、その対応としてということになっております。

今年度につきましては先週、中学校につきましては3年生の修学旅行並びに1年生の宿泊学習につきましてはもう実施のほうは終わつております。今後、小学校のほうは9月と10月に5年生の宿泊学習、11月に修学旅行というのがございますので、その際に万が一キャンセル料が発生した場合に保護者負担を減らすためのものがございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今のところそのキャンセルする云々つてもう決まっている、一応予備で取つて

るという感じですか。やったら、もしこれ置いた場合どうされるとかって考えてはりませう。これ、使えへんかったら150万浮いてくるじゃないですか。そこら辺は何か使い道、町の中でもいいですけど、教育委員会で使われるのかどうされるとかは予定あるんでしょうか。まだ不明。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今ご指摘の部分ですね。当然使わない可能性もございますので、そういった場合に関しては減額補正という形になろうかと思えます。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどね。はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今までもコロナ交付金で余った額とあって、また後で使ったりとかしてたんですけど、それはもう町としては使わないということなんですか。どうしはるんですか。多分国に返すということはしないと思えますけど。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

交付限度額というのがございますので、もちろんそれ以上に予算としてはいろんな事業で組んでおりますので、その辺との相殺と申しますか、そういった形になりますので、もしそれがいろんな事業で不用額が出てきて、交付限度額に満たない場合については、また追加で事業提案等をしていくというような形で考えております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、すみません、もう1個、最後のいこいの広場の、この工事の設計委託料なんですけども、235万円上がっていて、先ほど何か工事の請負費用はまた別途、9月議会で補

正予算を組まれるということなんですけども、先に委託料だけこうやって補正予算を組んで、工事請負費というのは今後、設計内容を見て計画、予算の財源の計画を立てていきますということなんですけど、すみません、私、工事の発注、分かれへんのでお聞きするんですけど、でも、もう設計の委託料を組んでるときに、既に工事請負費とかももう既に計上されてるもの、ありますよね。体育館のさっきの床の補修工事なんかもそうですけど、設計の委託料とも工事請負費とも一緒に計上されてたりするじゃないですか。その辺は先に設計だけ委託料を取って発注して、その後、工事請負費、また取りますっていうのとどう違うというか、最初のうちに工事請負費までやっぱり金額設定できへんものであるんですか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今回、この案件についてで申し上げますと、こういった体育館の床の改修については、事前に業者さんからの一定の見積り等々で大体の概算の額というのが、見積りによって見れたというところがありましたので、今回、設計と工事とを同時に予算としては計上させていただいているというところがございます。恐らくこういった通常工事費となると、基本的には設計をもとに算出されて、それを設計が出た後に工事費として予算化するというのが通常の流れにはなっていると思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ですよね。そうそう、なので逆に言うたらこの小・中学校の体育館の工事請負費は、今から設計しようというか依頼するわけでしょう。なので、仕様とかない中で、どうやって見積書取れたんかなって思ってしまうんですけど、そこはどうやって見積り取れたんですか。逆に見積り取れたんやったら、ある程度、設計内容とか仕様内容って固まってるからこそ見積り取れるんと違うんですかと思うんですけど。

教育みらい課（森野英三課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

この体育館の工事につきましては、体育館の床の改修になりますので、床の面積さえあれば1平米当たり、こんな作業では幾らかかるというのが概算で出てますので、今回に限りは計上できたというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、ほかの、このいこいの広場とか、あと次の町民運動場の改修事業とかというのは、もう工事の中身自体がちょっとやっぱり分からんというところで、先に設計、仕様の部分をやってもらってということですかね。ああ、分かりました。

で、この2つなんですけどね、補正予算で入ってきてるということは、もともと去年度の予算、当初予算を組むときにはこの事業、考えてなかったということですよ。じゃないんですか。いきなりコロナの交付金が下りてくるから、ごめんなさい。これ、今年度に入っていくなり、突発的にというたら言葉は語弊がありますが、やろうかってなったんかなって、ちょっと補正予算を組んでるからそう思うんですけど。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

町民運動場に関しましては、町長が就任以来ですね、運動場のリニューアルということでございました。で、当然我々も、雨が降った際に水はけが悪いということはもう過去から分かっていたところですので。ただ、あそこに関しましてはかなり大規模な工事が必要であるというところで、まずは設計のほうを上げさせていただいて、じっくりと中身を精査しながら工事を行っていきたいというところで、最初から複数年の計画になってくるかなというところで、今回に関しては、まずは設計委託を上げさせていただいて、で、来年度以降に工事の予算を計上していくというところで考えておったところです。

いこいの広場に関しましては、おっしゃるように急にといいますか、いわゆる財源の部分がですね、宝くじの交付金という部分が急遽いけるというようなこともございましたので、今回追加で上げさせていただいたというところでございます。こちらに関しては当然年度内での完成が必要になってきますので、先ほども課長からも答弁ありましたけども、設計を速やかに行って、すぐに工事のほうも補正ということで計上していききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、このいこいの広場の分だけはもう今年度でやってしまうけども、ほかの町民運動場とかは、取りあえず今年度設計はするけど、実際の工事とかは、もしかすると来年度以降になるかもねという話なんですね。分かりました。

あと、このね、先ほどおっしゃっていたいこいの広場の工事費用の部分なんですけど、宝くじの分で申請して、実際内示720万で、足らず50万円、で、足らずの分を愛の福祉基金で充当するという事なんですけど、基金を取り崩さないかんのか、単純にこちらの思いなんですけど、今までの発注とか入札差金とか、基金を取り崩さんでも財源、こんな50万ぐらい出てくるん違うのとか思うんですけど、基金、崩さなあかんのですか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

そうですね。予算全体で見ますと、絶対いろんな不用額、出てきますんで、その範囲内でという形にはなるんですけども、基本的には1つの事業に対してどういった財源構成を組んでいくのかというところをまず根本に決めてから事業に入っていきますので、この事業につきましては頂ける補助金というのは決まっておりますので、その以外の部分については、財源、何を使うのと言われると、愛の福祉基金を充当するという形で、一応事業としては考えておるということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

いつも忠岡町って何か自転車操業みたいで、大体12月ぐらいにもう1回補正というか、財源更正とかいろいろするじゃないですか。だからあれがあるから、不用額が出たときに、これ50万円ぐらい充当できるのかなとか思ってお聞きしたんですけど、じゃあ、もし時期的なものがあって、取りあえず愛の福祉基金を崩すけども、後々借りた、借りたというか基金50万円を取った分を、余った不用額でまたお返しするとか、そういうことはあり得ますか。基金に戻すという。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

基本的にはこちらの遊具の、いこいの広場のリニューアルというものにつきましては、原則、考え方としてはふるさと納税を頂いたものに対して、児童福祉等の観点から愛の福祉基金を有効活用するという形で、もちろん基金を繰り入れ、活用させていただいた後に「ふるさと納税でこういうことをさせていただきました」ということで、寄附者の方、住民の方に公表を予定という形にしておりますので、この事業に関しましては、財源というのは必ず愛の福祉基金は繰り入れて使うということと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。じゃあ、ふるさと納税の分がここに充てられるからということですよ。分かりました。あと、すみません。

財政課（岩佐式人課長）

はい、そのとおりでございます。一応、崩す額については500万弱程度ということで考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その500万弱というのは、何に崩すんですか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

事業費が約1,200万って考えておりますので、府から頂ける宝くじの補助金が720万円の内示を頂いておりますので、その差額が大体500万ぐらい、それを愛の福祉基金を活用させていただくということで想定しております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、私、計算間違いしてしまいましたので、500万ですね。あと、これの設計の委託なんですけど、運動場の改修工事というか、いわゆる普通の建設工事というんですかね、の部類やったら、設計図とかいろいろ結構難しいのかなとか思って委託するのは分かるんですけど、このいこいの広場のリニューアル事業って、まあ言うたら遊具を、遊具は遊具で購入するわけでしょう。で、その配置というか設置の図だけ違うのかなって素人感覚で思うんですけど、何か価格的にこんなにするものなんかなって思うんですけど、そこから辺の相場というんですかね。そんな配置を考えるだけでそんなにかかるものなんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今おっしゃられていることは、実は我々もそう思ってたところなんです。ただ、そこは設計屋さんにもいろいろとお聞きしますと、確かに物を設置するだけということにはなるんですけども、ただ、そこにはいわゆる動線であったりとか、それを持ってくる動線であったりとか、あとは要するに安全面ですよ。そういった部分で様々、その工事だけじゃなくて、それに付随するようなものをいろいろと考えていく必要があると。そういった部分と、あとは図面に関しましても、いわゆる配置図だけではなくて、いろんな図面が必要になってくるということで、結局設計って、人がそういう技術者がおって、その人がいわゆる何時間それにかかってということなんですけども、それにいろんな、そういう附属してる部分が必ず必要になってくるというふうに言われています。ですので、1つの工事をするに関してはかなりの額の設計費用が必要になってくるということなのかなというふうには考えているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のって、その設計をされる業者さんに、前もってどんなものかなってお聞きされて、そういうことですね。いわゆる町のほうの職員が分かれへんからということやと思うんで

すけど、ただこれ、うがった見方ですけど、業者さんに「こんだけかかるで」って言われてんかなって思わなくもないんですよ。で、そこら辺の判断ができてなくて、何か言葉は悪いですけど、もし盛られて言われてるとかやったら町が損するし、逆に問い合わせた先にちょっと助言をもらった業者というのは、今後この発注に参加する業者ですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

当然我々もそういった部分は懸念しておりまして、当然、複数の業者に打診をしております。その結果がこの、これぐらいの金額は最低要るというふうに判断しておりますので、決して一業者だけでこの額を出してるわけではございませんので、そこはご理解いただけたらなというふうに思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

発注でよく、予算取りのためとか事前にその予定価格とか設計価格を決めるために問い合わせた業者って、自分とかが受注するのを見越して割高に値段を提示するというの是一般によく言われてることなんで、発注事務をされるときに、これはお願いというか希望ですけど、できたらやっぱり事前に問い合わせた業者は競争からは外してほしいなというのがあります。もう値段とか価格とか、参考に聞いたところはもう聞くだけで終わって、競争はまた別の業者でやっていただいたほうが、そういう割高というんですかね、あまり業者の思惑の値段が外されるというか、あまり反映されへんのかなと思うんで、そこはお願いしたいんですけど、可能ですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

我々も内部で設計というものが完結できれば一番ありがたい話なんですけども、そこはできないというところで、いろんな外部に発注せざるを得ないと。ただ、当然、今言っているように事前にどれぐらいかかるんやというのも必要になってきますので、その辺りをお願いする業者自体がだんだんなくなってきているのも事実なんですよ。なかなか業者

のほうでもそういった部分もちょっとできないと。自分とこで発注できるのであればやってくれるんでしょうけども、なかなか事前のという部分ができないという業者もここ最近増えているのも事実です。

ですので、できるだけいろんな手を使って、いろんな業者には「見積りを出してください」ということではお願いはしてるんですけども、完全にはなから「入札には参加できませんよ」というふうに言うのは、ちょっと今のところはまだ言えてないのが事実ですので、当然登録業者の中から我々は声をかけさせていただいてますので、先ほどの話ではないですけど、当然登録業者ですので、条件としては多分呼んでも問題はない業者にはなるのかなというふうに考えておりますので、その辺り、議員のご指摘の部分も分かるんですけども、ちょっとその辺の数も減ってるという部分もございますので、その辺りはちょっとご理解いただけたらなというふうに思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そういう事情だったらしゃあないかなと思います。それなら今後、あれですよ、事前に聞くんやったらその登録業者外に聞くとか、なるべく競争から外すというふうにしていただけたらと思います。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんでしょうか。

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

48ページの新型コロナウイルスワクチン接種の事業費というところなんですけども、これは4回目のワクチン接種の分ですということでお聞きしてたんですけど、今までの3回目までの接種の数と、65歳以上と以下の分と、また4回目のワクチン接種をされる方の人数と、あと、どれぐらいの方が対象で、いつぐらいからそのクーポン券を配って、何か7、8、9と集団ではするとお聞きしたんですけど、どういうふうなやり方で今回はされるのかなというのをちょっと教えていただきたいです。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

3回目接種の接種率についてでございますが、6月13日現在をちょっと報告のほうをさせていただきます。2回目接種済みの12歳以上の方につきまして、対象者が1万2,835人。これはまた、すみません、全協のほうで資料をお配りさせていただくので、今回ちょっと口頭で失礼いたします。対象者は1万2,835人で、そのうち3回の接種済み者につきましては9,405人です。これが12歳以上の方です。接種率につきましては73.28%となっています。

今度、65歳以上の2回目接種済みの方につきましては、対象が4,471人で、そのうち3回目接種済み者は4,244人です。接種率は94.92%となっております、1、2回目接種と同等ぐらいの接種率を、65歳以上の方についてはなっている状況でございます。

で、4回目接種につきましてはもう既に始まっておりまして、これも13日現在で、4回目接種、今既にされている方というのは13日現在で2人なんです、町内では。この方につきましては当然1、2回目及早かった方ということになってきますので、医療関係者になるかなというところでございます。

で、今回の4回目につきましては、また接種間隔、前倒しになっておりまして、3回目接種から少なくとも5か月は空けないといけないという形になって、1回の接種を行う形になります。3回目と同等ですけども、間隔が空いた方から順次クーポン券を発送する流れになってきます。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんか。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

対象者ですね。対象者につきまして、ちょっとごめんなさい。

委員長（前川和也議員）

どうぞ、谷野課長。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

接種の対象者は、人数じゃなくて、ごめんなさい。60歳以上の方と18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方、また、お医者さんが重症化するリスクが高いと認める方が対象になっております。で、よかったですか。すみません。

委員長（前川和也議員）

小島委員。

4番（小島みゆき議員）

すみません、1回も打ってない方もちょっと、私、高齢者の方でもお聞きしたりはするんですけど、そういう方がワクチン接種を打ちたいということは、別に集団ではなくても個別だったらいけるんでしょうか。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

はい。個別の先生方のほうでも、1、2回目もそうですし、まだ3回目を打たれてない方もいてはると思いますので、その方につきましても、今後におきましても接種は可能であります。

すみません、委員長。

委員長（前川和也議員）

はい、どうぞ。

健康こども課（谷野彰俊課長）

1、2回目接種とか、場所は限られてきますけども、町内の医療機関の先生方のほうでもやっていただけたところはございます。

委員長（前川和也議員）

小島さん、いけますか。大丈夫ですか。

他に、ございませんでしょうか。

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

幾つか聞いていきます。

ワクチン接種の事業での関連になってくるんですけど、これだけでなく情報管理の部分についてくるんですけど、今、マイクロソフトのインターネットエクスプローラーが終了したじゃないですか、保証を。で、エッジに変更していく中で、どこの役所でも何かそれに追いついてないというところの話もあるんですけど、これって本町は大丈夫な状況なんですかね。システムのエッジへの変更はできてる状況ですか。ワクチンの保存情報の関連で。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

ワクチンは健康管理システムと、また別のシステムを使っておりまして、そちらのほうで接種台帳込みの接種履歴を管理しているところですので、特に業者のほうからは、その辺は何か先日から来ておりますけれども、特に対応等は聞いていない状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

すみません、委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

というわけじゃなくて、ベースとなるOSのシステムがエッジに変わってきてるわけで、インターネットエクスペローラーの保証がもう終わったわけじゃないですか。そうなる
と、移してないことに関しては、ウイルス等にかかる可能性はかなり高くなるし、かつ、
こういった保存情報、このワクチンだけでなく、役所で膨大な量の個人情報を保管してい
ると思うんですけど、その流出性とか危険性って増すと思うんですね。それに対して役
所としてどう考えてる、どのような状況なのか教えていただけたらうれしいんですけ
ど。分かんのは駄目な話やと思うんです、こういうの。

委員長（前川和也議員）

答えにくいですかね。理事者の方、答え、今すぐに即答ができないような質問でしたか
ね。

委員（三宅良矢議員）

しっかりと頂けるんやったら、どうぞ。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

うちの基幹情報については、インターネットは接続しておりませんので、エッジには関
係がないと思います。その他の職員で使っているパソコンにつきましては、エッジのほう
に変更してるところでございます。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

あと、以前にもちよっと課長にもお伝えしてたんですけど、ワクチンのこれ、接種記録
の保存ですよ。一応現行では、多分予防接種時より5年というのが、これ、コロナだけ
じゃなくて予防接種法に基づいて、システムで5年で、保存しておきなさいよという話に
なってると思います。それはご理解いただいとると思うんですよ。

ただ、その期間に関して、5年を超えて保存していくかどうかに関しては、各自治体
の裁量に任されてる。国もそれは延長してもええし、それは裁量に任すよという話なん
ですけど、それについてできたら延長してほしいな、基本的には長期間保存してほしいなと

思うんですけど、それっていうのはできることなのか、どうなんでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

今現在、新型コロナのワクチンの接種に関する事務取扱いにつきましては、厚生労働省における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引によって処理を行っているところでございます。

議員仰せの接種記録等の保存年限は、おっしゃるように手引においては予防接種台帳を作成し、少なくとも5年間適正に管理保存することになっているところでございます。

現在の取扱いに関してはこのようになっておりまして、今後のワクチン接種に関する事務処理等につきましては、状況に合わせて適正に管理して対応してまいりたいと考えておりますので、今現状こういう取扱いになっているところですので、数年先におきまして、このワクチンもまだ未知の部分がございます。この取扱いに関しても変わっていったところもございますので、そのときの状況に合わせて適正に管理していきたいなと考えているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

すぐにここで答えが出るとは思ってなかったんで、別に今の回答ぐらいでいいと思うんですけど、基本的に念頭に置いていただきたいのは、どうしても医療訴訟における時効ですよね。知ったときから5年で、あと使用行使ですね。訴えるという権利が可能から20年という時効があって、医療訴訟ってそういう形でいうと、このコロナワクチンなり、あと、今言われているヒトパピローマウイルスとかの、そういうワクチンでも基本的には10年以上の長期スパンで見られている医療的なエビデンスって全くないので、それを越えて、例えばですけど、これまでの薬害被害みたいに健康被害等が確認されて、最高裁で確立されて、じゃあそこから訴えましようかってなってね。記録自体が例えば5年なんで、法律に基づいて5年で破棄してましたとなったら、その訴える人はその記録自体をまず証明するコストとか時間が余計かかるんですよね。で、起きへんことが一番ええと思うんですけど、やっぱり住民の方が一に備えるという。よく事務方も万が一、万が一ってよう言われるんで、万が一に備えていただいて、そのような住民目線でのそういうリスクを減らしていただきたいなと思うんで、そこはまた継続して聞いていきますので、よろしく願

いします。

加えて、あと、国とか大阪府からコロナワクチンの副反応報告については来てると思うんですけど、それについてはどのように取り扱って、どのようにされておられますか、現状。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副反応はやはり人それぞれ、皆さんも接種された方はご存じかと思えますけれども、人によっていろいろ副反応が出ている状況でございます。実際、医療機関の先生方のほうから、ワクチンがちょっと影響してるのかなって思われる方につきましては、こちら、ご案内していただきまして、もしご希望ございましたら、こちらで対応させていただくように案内していただいているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

いや、でなく、国とか大阪府から来てる定期的なコロナワクチンの副反応報告ですね。それ自体に関しての取扱いというのは今どのように忠岡はなってます。僕らとしてはそれを見たこともないので、それってどうなってるんだらうという質問なんです。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

情報として収集した分につきましては、こちらとしては保管している状況でございます。それを特に取り出して、何か副反応についての議論等をしているというところは今の現状ございません。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

でも、その情報というのは基本的には、まあ言い方は悪いですけど、要はワクチンをばんばん打ってようって進めてるほうからすれば、まあまあ出されたら嫌やとか困る情報じ

やないですか。僕は別にワクチン推進でも反対派でもなく、基本、僕は科学は万能じゃないと思ってるんで、懐疑派なんですよね。という立場からすると、やはりそういうような、要は打ってほしい、広めてほしいという派からしたら、嫌な情報でも国とか府、厚生労働省、国とか府から下りてきてるんやったら、それはある程度、両論併記みたいな形で公表していくべきやと思ってるんですけど、それについてどのようにお考えですか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

ワクチンの関係する部分につきましては、町のホームページのほうから、府であったりとか国の厚生労働省のほうの、そのワクチンに関係する部分のほうにどんどん飛んでいけるような形では情報提供してる形になっておりますので、そこで確認していただきたいなというところではございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

ただ、広報とかでは、打ちましようみたいな感じで、今接種が始まりますとか、どちらかというに進めるような表現とか、そういうのがばんばん来てるわけじゃないですか。片や、デメリットと言えるような、僕らは子どもに打った場合のデメリット何なのって、めっちゃくちゃ気にしますよ。自分よりもやっぱり子どもに打たれるのがめっちゃ気にしますから、そういった場合、同じぐらいの併記で出してくれへんかったら。だってみんな見ないですもの、そこまで。探しても分かんないんです。みんなそこまで探して理解できるだろうという前提でかかってますよね。その言い方って。相手はそれだけの能力があるだろうという前提でかかっているやないですか。じゃなくて、やっぱりそうでない方も多いですよ。てなると、そういった方にしっかり、分かりやすいのを両論併記のような形で情報提供は、こういった形でもちゃんとしていくべきやと思うんですけど、できないものですか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

今、議員おっしゃるような形のことはいろんな面で、情報というのが膨大な部分になりますので、やはりどうしてもホームページをご覧になっていただいて、ご自身で情報を希

望するところにどんどん入って行っていただくという形になってくるかなというふうには考えているところでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

多分もうこれ平行線になって、話が終わらへんと思うんで、ここで引きますけど、でも、それは、じゃあ、どういような形で見えるんかと、それも分からないじゃないですか。正直な話で、子どもを持つ親からして、じゃあデメリットの、国から来てる正式な報告って、じゃあどこにあるんだろうというような単純な質問でさえ、探していけ、探していけ、探していけて、僕、それはどうかなと思うんですよね、正直。

実際、やっぱり子どもたちに打ってる接種率の割合って、やっぱり少ないじゃないですか。10%とかそんなあたりですよ。親御さんってそこを気にしてると思うんですよ。というような住民のそういったところに寄り添っていただきたいなという部分はあるんですが、多分回答もまた同じような形になると思うんで、そこは意見ということで、また今後もさしていただくということにしておきます。

すみません、あと、事業関係でちょっと追加で質問させていただきたいと思うんですけど、よろしいですか。いいですね。

委員長（前川和也議員）

はい、副委員長、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

新型コロナ感染症の事業で、さっきの体育館の件です。聞きたいのは、今まで水漏れしてた東の体育館の、そこも防水していただけるということなんですけど、それは木、いわゆる今まで水漏れしてた部分の腐食とかというのは大丈夫なものですか。というか、何かその辺もちゃんと状況も確認した上で防水加工されるということになるんですかね。お願いします。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

議員お示しのとおり、まず床の不具合は、あるのはそうなんだけど、雨漏りが改善してないので、なかなか手をつけれてないというのも要因の1つとしてはありました。実際、今回、雨漏り部分については業者さんに何度か改修してもらった結果、まだ改善しないというところが、応急処置的に職員が防水の塗料を塗った結果、今のところは事象は収まっているというところでございます。

床につきましては、今、先ほどの答弁でもございましたように、一部はもう塗装がめくられて、もう木の地肌が出てくるような状況もございますので、今回、全面を改修するという流れになっています。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

すると、その腐食、木がもう腐食している部分、ひどいところに関しても、そこも改修をしていただけるということですね。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

腐食まではいっておりません。ちょっとめくれているというところで、そこも含めて全面改修させていただきます。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。あと、委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

あと、さっきの、ちょっと勝元委員の質問ともかぶるんですけど、コンサルの相場観ですよ。二百何十万、今回、町民いこいの広場のリニューアルでコンサル代金、出ているんですけど、例えばですけど、これって、ほかの近隣市町村なりで同じような工事をしたときのコンサル料、大体こんなものだというのも調べたりはして、大体こんな金額っていうような、参考にはされているんですか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

他の市町村のですね、そういった調査はしておりません。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

僕らもするべきと言われたら、それまでかもしれないですけど、何か業者の意見もそう

なんですけど、実際問題、同じような規模の公園工事で、例えばほかの自治体やったらこういう方向以外に使ってる可能性もあるじゃないですか。そういうアドバイスも、もしよかったら聞いていただいて、そしたらもう業者なんか、はじけるじゃないですか、もともと。大体これぐらいの規模で、これぐらいの金額でできたよって、コンサル代金、これぐらいだったよって言ってくれたら、大体それも1つの相場観かなと思うんで、そういう相場観の調べ方っていうのも選択肢を増やしていただきたいと思うんですけど、できますでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

そうですね。総務課から全国のそういった調査した一覧みたいなのがあるので、またその辺りも参考にしながら調査研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

よく、「近隣市町村のを参考に」という回答をよういただくんで、そういうのって、別に聞くだけやったら多分答えてはくれると思いますしね。そういうのを町村議長会、町村会ですかね、のあると思うんですけど、そういったのと、近隣の同規模とか探していただいて、そういうのを参考にいただけたら。

業者から聞き取るというのは僕も、今意見もあったんですけど、結局それを聞き取ると参加することに対して、できないとか、そうなる、業者さんも何かどうかなっていうふうになってくると思うんで、そういったのもいろんな、組み合わせてくださいということ。

以上です。

委員長（前川和也議員）

いいですか。

委員（三宅良矢議員）

はい、結構です。

議長（和田善臣議員）

ちょっと確認だけ。

委員長（前川和也議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

一番最後のところの町民運動場の整備工事なんですけども、これは正直な話、もう忠岡町の長い長い間の懸案事項でしたね。で、正直言うと3代前の町長からこれは出ておったんですけれど、やっと杉原町長になって町民グラウンドの改修という言葉が出てきましてね。で、この400何万ですか、工事設計委託料、これが、このレベルの修理をしたい、あるいは改修をしたいというのは教育委員会のほうでは考えられているんですかね。

というのはね、やはりこの庁舎の裏側にある町民グラウンドなんかは、使用頻度も高いし、使用の密度もごつつう高いですよ。で、もし何か災害があったときには一時的な避難場所にもなるであろうと、そういうところで、ちょっと雨が降ると水たまりだらけやというのは非常に困りますんでね、このグラウンドが一番大事なグラウンドやと思ってます。

そんな中で、今までは表面排水だけちょっとやっただけで、お茶を濁したと言ったら言葉が悪いけども、そのようなやり方でやっておったんですが、当然これだけの広さがあるんで表面排水では限界ありますよね。ですから、地中の中に、今仮に、そうやね、真砂土撒いてますよね。雨降ったらやった。その真砂土というのは砂、ほこりみたいなんがありますんで、下に、数十センチぐらい下にいわゆるコンクリート様に、細かい粉が堆積されてると思うんですよ。その分も含めて掘り起こして、暗渠というんか、縦横に基盤の目のように暗渠を張りめぐらしてやっていくと、そのレベルのことを考えてくれてるんかどうか、ちょっと確認したかったんです。

教育部（二重幸生部長）

議長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今ご指摘の部分も含めて、当然、設計の中には様々なやり方というんですかね、方法というんですか、そういった部分も検討にはしていかないけないなというふうには考えてます。で、当然、水はけの部分が一番初めに考えていかないけない部分かなというふうには考えてますので、そこに関しては様々なやり方、新しいやり方も含めていろいろあると思いますので、その辺りも含めて早々に設計のほうを組んでいきたいなというふうには考えております。

当然、それ以外の外枠であったりとかいろんな問題は多々ありますので、そこも含めてできる、しかも当然、お金に関してはできるだけ安く済むような方法も含めて、様々な検討はしていかなければいけないというふうには考えておりますので、ご理解のほどお願いい

たします。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

ありがとうございます。一応、今言うたように大事なグラウンドですんでね。それに加えて周りに今、ソテツというんかな、あれが非常に大きくなって、係の人が苦慮していますよね。あれについてもちょっと一度考え直して、植え替えるとかね。でないと毎年毎年、あんなことやってられませんわな、担当の者が。それも含めてね。

一番あそこは水はけがいいなというようなところにぜひつくり上げてほしい、そのように考えています。すぐには工事にはかからないと思うんですが、やっところへ委託料が上がってきたんで、うれしく思っているところです。その辺、よろしく願いしておきます。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、討論を行います。討論はございませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算案（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

以上で、本委員会に付託を受けました全議案6件について終了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員会委員長報告を行います。

すので、委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

その他、理事者のほうで何かございませんでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

委員さんのほうで、何か福祉文教に関することで、ありますでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じます。

閉会に当たりまして、町長、ご挨拶をお願いいたします。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりまして慎重な委員会、ありがとうございました。その上、一応6件、取りあえず賛同いただけたということで、ありがとうございます。

まず、一番初めの議案29号の購入契約と、こういうところの流れでございますけれども、入札問題、かねがねいろいろ懸案事項の中にあります。また、入札監視委員会というのもできましたので、その中において、これ以上もなしで、これ以下もないというような形になっていくと思うんですけども、この問題に関しましても多分チェック、厳しくいかれるん違うかなと思います。その分、気を引き締めて、我々職員ともに頑張っ、最善の方法で、いい今後の入札をできるように頑張っまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、また本会議もよろしくお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にご苦勞さまでございました。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

理事者の皆様方、ご退出、お願いいたします。

（理事者：退席）

委員長（前川和也議員）

引き続き、議員間協議を行います。

委員長（前川和也議員）

委員の皆様方で、何かございませんでしょうか。

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ご提案なんですけど、視察の件なんですけど、忠岡の認定こども園、今、建物の躯体とかもだんだんできてきて、新しく委員会になったことなんで、一度あちらをご案内してもらうような機会を持ったほうが、今後、多分様々な形でまた審議すると思うんですけど、その材料になっていくと思うんですけど、いかがでしょうかということで、ちょっと投げさせていただきました。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何か前ね、広報委員会でもそれ、何か視察云々とかという話、出てて、全員、有志で手を挙げた人らで行ったらええん違うみたいな話、出てたように思うんですけど、何かここで話ししてる、この委員会で行くんですか。それ、何か議会全体でどうするかなと思ってたんですけど。

委員（三宅良矢議員）

その辺はまた皆さんの判断で、ここじゃないので。

委員長（前川和也議員）

是枝さん。

委員（是枝綾子議員）

かなりの大きな、忠岡町にとっては大きな工事だったと思いますので、福祉文教常任委員会でもまあまあ行きたいところなんですけど、ほかの議員の方も行きたいのではないかな。それで、教育委員会がやっぱりお披露目というんでしょうかね。その辺は何か考えてくれてはるんでしょうかね。見学会みたいな。

議会事務局（柏原憲一局長）

それは多分、できてからでしょうかね。もしやるとすれば内覧なので。だから、それまでに何かあるというのであれば、できたら今おっしゃったように大きなことですので、議会全体で、もし何か日を取って受け入れていただければ、見に行っていていただいてもと思いますが、どうですか。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

9月の1日からそれを使うんですね。新しくできたところに幼稚園の子ども、保育所の

子どもを2学期から移して、そこで使うということだから、夏休み中までというんですかね。8月までにやから期間が非常に短いと思うんです。できてから、そういうふうになにかちょっと9月から、1日から何か2学期からそこ、新しいところであると聞いているんですけど、その期間、短いので、次の議会だとしたらもう終わってね、行けないかもしれないので、計画されるのであれば早めに。

議会事務局（柏原憲一局長）

これが終わって、教育委員会に打診してということになるかと思えます。もちろん受け入れてくれるかどうかも含めてですけど。それでいいんだったら。

委員長（前川和也議員）

そういう、広報でもお話もあったみたいなので、この委員会だけじゃなくて、もう全員として、希望者のみ、議会全体として教育委員会さんのほうに、こういう希望ですということいろいろ調整していただきたいなど。議長、どうですか。

議長（和田善臣議員）

いけると思う。

委員長（前川和也議員）

いけますか。なので2学期、始まるまでですね。9月が始まるまでのタイミングでということで、これは教育委員会さんに投げるとしたら、全体でということであれば議長からのほうが。いけます、議長から。はい、お願いいたします。

議長（和田善臣議員）

日の設定はどないしょう。

議会事務局（柏原憲一局長）

それは教育委員会のほうで。

議長（和田善臣議員）

教育委員会で。分かりました。

委員長（前川和也議員）

では、その件は議長、よろしくお願いいたします。

他に、どうでしょう。

（なし）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、議員間協議を閉じたいと思います。

委員の皆さん、本日はお疲れさまでございました。

（「午後1時58分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年6月20日

福祉文教常任委員会委員長 前川和也

福祉文教常任委員会委員 河瀬成利